

## 新型コロナウイルス感染症対策

皆様には予防策の徹底についてお願いするとともに、感染が疑われる場合には、各自慎重な対応をしていただきますよう、関係者に周知をお願いいたします。

### 記

以下のいずれかが当てはまる場合、選手および運営幹事は大会への参加をご遠慮下さい。

1. 大会開催日の7日前の時点もしくはそれ以降に新型コロナウイルス感染症の陽性が判明した場合。
2. 大会当日の外出前に検温を行い37.5℃以上であった場合。
3. 大会当日に軽度であっても体調が優れない場合(例:発熱、咳、咽頭痛、味覚障害などの症状がある)。
4. 新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した方と過去7日以内に濃厚接触がある場合  
(濃厚接触者となった場合でも、感染者と最終接触した日から4日目に薬事承認された抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、5日目から参加が可能)。
5. 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合。
6. 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている場合。

選手へのお願い。

1. ご来場時にマスクの常時着用および咳エチケットの励行にご協力ください。
2. 会場入退室時や対局前後に手指の消毒にご協力ください。
3. 大会後7日以内に新型コロナウイルス感染症となった場合は、自治体・医療機関・保健所等の指示に従うとともに、その地区の学生囲碁連盟に速やかに報告をお願いします。

新型コロナウイルス感染症の感染状況による対面大会開催についての検討基準。

以下の状況となった場合は、開催地区の代表幹事が大会開催について検討すること。大会を開催できないと判断した場合は、全日本学生囲碁連盟に速やかに報告をすること。

1. 緊急事態宣言またはまん延防止等重点措置が発令されている場合。
2. 開催地である自治体独自の緊急事態宣言、またはイベント開催自粛要請が発令されている場合。
3. 各地区幹事代表が、開催地区内医療機関の新型コロナウイルス感染症患者受け入れが対応不可またはその恐れがあると判断した場合。
4. 大会参加者および運営幹事に新型コロナウイルス感染症感染者が発生し、大会運営に支障をきたす、またはその可能性があるかと判断した場合。
5. その他、新型コロナウイルス感染症に起因する事象により大会の開催が困難と想定される場合。

対面大会当日の運営についての予防策。

1. 会場収容定員以下の人数であること。これにあわせて参加者制限や会場の規定も考慮すること。
2. マスク常時着用および咳エチケットの徹底。
3. 選手・運営幹事の検温。発熱者には参加を控える等の対応をとること。
4. 消毒の徹底をすること。選手同士が間接的に接触する可能性のある個所(基盤、基箭、飛沫感染防止パーテーション、ドアノブなど)については大会毎に消毒を行うこと。
5. 身体的距離の確保をすること。座席間を1席以上の間隔を確保すること。または、1m 以上の間隔を確保すること。
6. 十分な換気をすること。換気の悪い密閉空間を避け、扉や窓を開け常に換気をしておくこと(可能なら扇風機やサーキュレーションなどの機器を室外に向けて使用する)。
7. 複数人が対面で食事をする際は、身体的距離を十分に確保し、会話を控えること。
8. 密集の回避。確認できた場合は注意すること。
9. 大会参加者の連絡先等を把握すること。

大会開催後 7 日以内に参加選手から新型コロナウイルス感染症となったとの報告を受けた場合は、自治体・医療機関・保健所等の指示に従うとともに、主催者(運営者)に速やかに報告する。ただし、感染者のプライバシー保護に努めること。

対面大会中に選手に新型コロナウイルス感染症の疑いが生じた際の対応について

1. 選手から体調不良の訴えを受けた場合や発熱が確認される場合、これに該当するものとする。
2. 運営幹事は速やかに対応し、該当する選手は運営幹事の指示に従うこと。
3. 該当する選手及びその選手と接触があった者は、一時的に控室に隔離すること。
4. 該当する選手は新型コロナウイルス感染症の陰性が証明されない限り、その大会への参加を認めないものとする。このとき、陰性を証明するために PCR 検査キット等を用いても良い。
5. 選手に新型コロナウイルス感染症の疑いが生じた場合、運営の代表幹事は速やかに大会の関係者(会場の責任者・大会の協賛企業・連盟の役員等)に報告すること。
6. 必要な回数のワクチン接種を受けた者であっても、原則的に濃厚接触者としての対応の変更は行わないものとする。

#### 大会後に選手の感染が確認された場合の対応について

1. 選手から運営幹事に報告があった場合、運営の代表者は速やかに大会参加者に対して、選手に感染が確認された旨を伝えること。加えて、濃厚接触者の疑いがある選手には個別でその旨を伝え、7 日間の行動自粛を要請と体調確認を行うこと。ただし、感染者のプライバシー保護に努めること。
2. 運営の代表者は大会関係者(会場の責任者・大会の協賛企業・連盟の役員等)に対して、大会参加者に感染が確認された旨を伝えること。

#### 濃厚接触者の定義について

濃厚接触者とは、新型コロナウイルス感染症の患者と感染可能期間において、患者が入院または自宅療養を開始するまでに接触した者のうち、次に該当する者のことを指す。

(「感染可能期間」とは、陽性確定に係る検体採取日の 2 日前から退院または自宅療養の解除基準を満たすまでの期間とする)

1. 「患者」と同居あるいは長時間の接触(車内含む)があった者。
2. 手の触れることのできる距離(約 1 メートル)で、必要な感染予防なしに「患者」と 15 分以上の接触があった者(周辺的环境や接触の状況等、個々の状況から患者の感染性を総合的に判断)。

参考:新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要項(2021 年 11 月 29 日版)

以上